

令和3年度 介護保険料

介護保険は介護を予防し、また介護が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるように、社会全体で連帯して支えあう制度です。

40歳以上の全ての人が介護保険の被保険者となります。64歳までの人の介護保険料は加入する医療保険の保険料に含まれていますが、65歳以上の人は医療保険料とは別に納めることとなります。

●問い合わせ 高齢者支援課 ☎2111内線 155～157

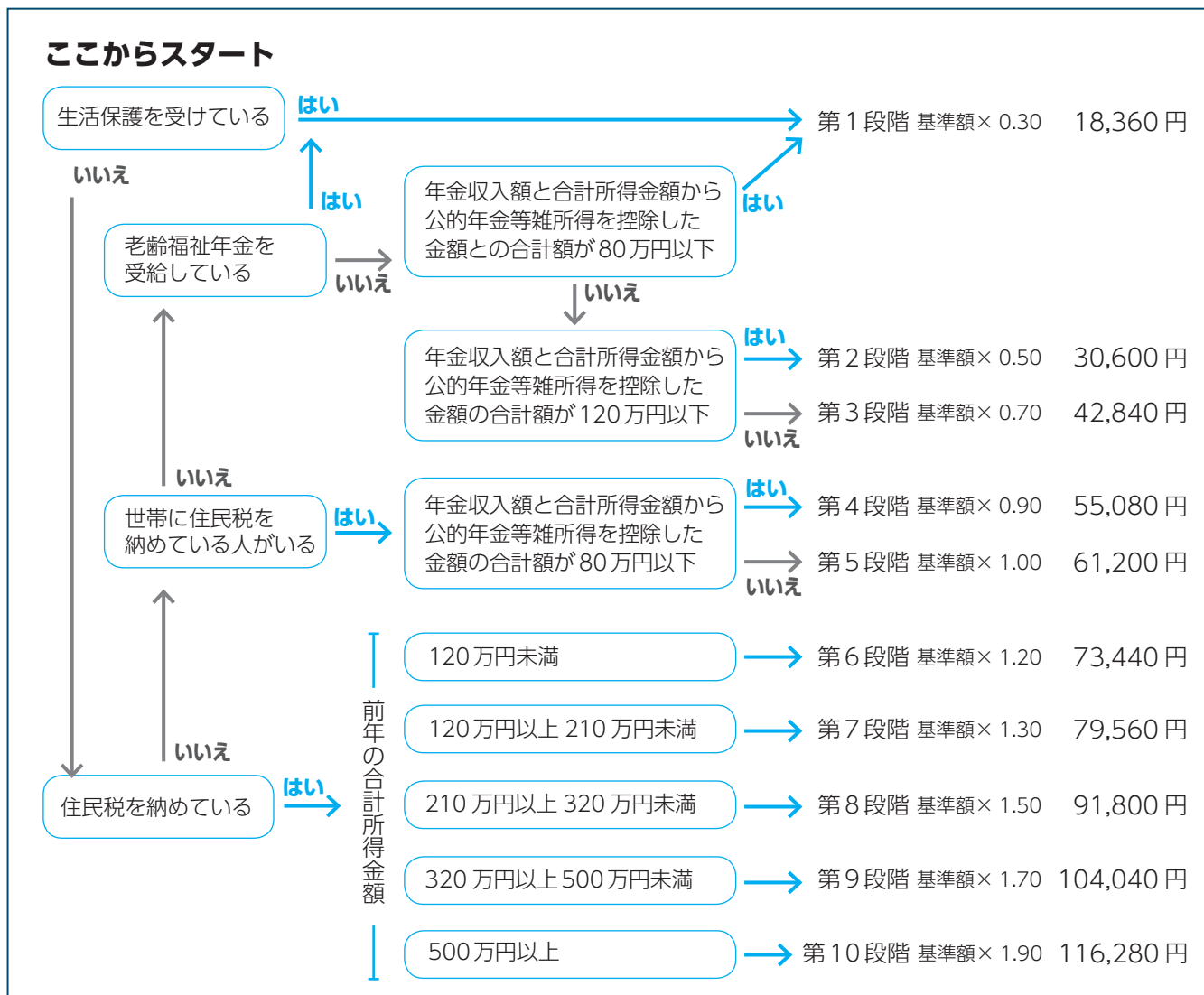
介護保険料が変わります

65歳以上の人の令和3～5年度の保険料の基準額は**61,200円**です。

(平成30年～令和2年度基準額：64,800円)

第1段階から第3段階の保険料を継続して軽減しています。

介護保険料の所得段階区分および年間保険料額(65歳以上)



※年金収入額

課税対象となる公的年金の収入額で、障害年金・遺族年金等の非課税年金の収入額は含みません。

※合計所得金額

収入金額から必要経費(給与所得控除、公的年金控除など)を控除した金額を合算したものです。土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合は特別控除額を控除します。

また、令和3年度から所得指標の見直しが実施され、令和3年度の市民税情報に基づいて決定する介護保険料からは以下のとおり計算します。

●第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(給与所得と課税対象となる公的年金に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします。

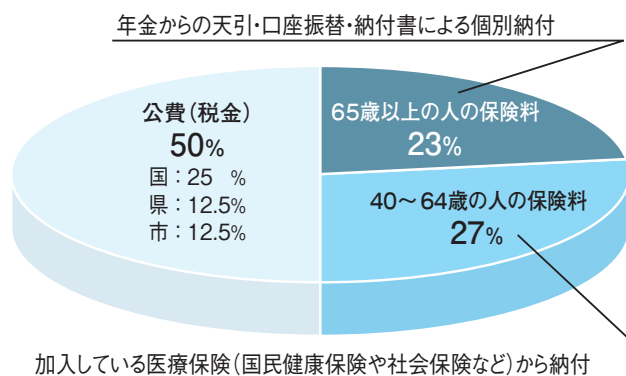
●第6～10段階

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除します。控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とします。

65歳以上の人の保険料はこうして決定

介護保険給付費用・地域支援事業費用の23%を65歳以上の人が負担することになっています。今期の保険料は、これらの費用がまかなえるよう、負担割合等をもとに算出した「基準額」を基礎としています。

個人の年間保険料額はこの「基準額」をもとに、10ページのとおり所得段階に応じて決まります。どの所得段階区分に該当するかは各年度ごとに決定します。



保険料の納め方は

○特別徴収

- ▼介護保険料は原則、年金から天引きします(特別徴収)。年金の年額が18万円以上ある人は、年6回の年金支給時に、保険料があらかじめ差し引かれます。
- ▼4・6・8月の徴収額は仮徴収期間として、原則、前年度2月の天引額と同額です。6月に年間保険料額が決定した後、8月以降の徴収月ごとの徴収額が極力均等になるように8月の仮徴収額を調整します。
- ▼10月以降は本徴収期間となり、決定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた金額が、10・12・2月の本徴収額となります。

○普通徴収

- ▼年金の年額が18万円未満の人など特別徴収による納付ができない人は、納付書や口座振替で個別に納めることとなります。
- ▼原則として、6月から翌年3月までの各月の月末が納期となります。
- ▼納期限を過ぎた納付書はコンビニエンスストアやスマートフォンアプリ「PayB」「PayPay」「LINEPay 請求書支払い」では使用できません。

※普通徴収の対象となるのは

- ▼年金の年額が18万円未満の人
- ▼老齢福祉年金を受給している人
- ▼65歳になったばかりの人
- ▼年金が一時給付停止状態の人など

保険料額の通知は6月中旬に

年間の保険料額や納付方法などが記載されていますので、内容をご確認ください。

普通徴収の人は口座振替がおすすめ

納め忘れがない口座振替が便利です。市の指定金融機関・収納代理金融機関で利用できます。

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、納付方法を特別徴収から口座振替に変更することができますが、介護保険料は特別徴収が原則となっているため、特別徴収の人が口座振替に変更することはできません。

苦情・相談などは

市の窓口のほか、次のところでも受け付けています。
山口県国民健康保険団体連合会介護保険課
☎ 083-995-1010

保険料の納め忘れはありませんか

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

■保険料を1年以上滞納すると

サービス利用時に利用者が利用料の全額をいったん負担し、申請により後で介護給付費が支払われることとなります。

■1年6カ月以上滞納すると

利用者が利用料の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなったり、滞納していた保険料と相殺されることがあります。

■2年以上滞納すると

利用者負担が3割(4割の場合も)に引き上げられるなどの措置がとられます。

※災害等で財産について著しい損害を受けるなど特別な事情により納めることが困難なときは、徴収猶予や減免を受けることができる場合があります。高齢者支援課にご相談ください。

「おいしい たのしい 元気やない」 料理コンクール

家族が食について考え、ふれあう機会としてみましよう。

▼今年度も学校給食賞を予定しています。この賞に選ばされると、学校給食の献立に採用される可能性があります。

▼参加賞と、入賞者には副賞があります。

●問い合わせ

市保健センター ☎③ 1190

テーマ「わが家のおすすめ！野菜料理」

身近な食材で作りやすく、野菜がたっぷり食べられる、わが家のオリジナルレシピを募集します。

◆入賞作品は野菜摂取や食育を考えるきっかけとなるよう、広く紹介していきます。

○昨年度入賞作品の活用例

▼ケーブルテレビ、ホームページ、広報やない、公民館だよりなどで紹介

▼ふれあいどころ 437 のレストラン、学校給食、保育所給食、老人給食で活用

▼入賞作品レシピ入りティッシュ配布

▼関係団体による地域活動で紹介 など

○応募資格

市内在住・在籍の小学4年生から高校生まで

○応募方法

▼応募用紙は市保健センターに備付。市内の学校に通学している人には学校から配布します。市ホームページからダウンロードもできます。

▼応募先／市保健センター（市内小中学校に通学している人は各学校へ提出）

○応募期限 9月1日(水)

○主催 市健康づくり推進協議会、市

市職員採用試験

○職種・採用予定人員

上級行政職 / 6人程度

上級土木技術職 / 2人程度

上級建築士 / 2人程度

上級保健師 / 2人程度



○受験資格

▼行政職・土木技術職・建築士

次のいずれかに該当する人

①平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

②平成12年4月2日以降に生まれた大学卒業者（令和4年3月末までの卒業見込者含む）

③建築士は、①・②のいずれかに該当し、1級もしくは2級建築士の資格を有する人または令和4年3月31日までに当該資格を取得する見込みの人

▼保健師

平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、保健師の免許を有する人または令和4年3月31日までに当該免許を取得する見込みの人もしくは第108回保健師国家試験（令和4年2月実施予定）に合格し、当該免許を取得する見込みの人

○試験日時(予定)

▼第1次試験 7月11日(日) 10:00～16:00

教養試験・専門試験・適性検査

▼第2次試験 8月下旬

○試験会場 市役所

○採用 令和4年4月1日以降

○受付手続

所定の受験申込書を総務課（請求も同じ）に提出してください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく郵送してください。

○受付期間 6月10日(休)までの市役所執務時間内

※受験申込書は市ホームページでも印刷できます。

○その他 地震、台風等の災害や、新型コロナウイルス感染症対策等やむを得ない事情により、試験の方法、内容、日時および場所の変更や試験を中止することがあります。その場合は、市ホームページでお知らせします。



●問い合わせ 総務課 ☎② 2111 内線 431

市政だより



日日時 場場所 内内容 対対象 定定員
料参加料 持持参物 申申込 問問い合わせ

掲載された行事等は新型コロナウイルス感染症の状況により日程・内容などが変更される可能性があります。事前に主催者等によく確認しましょう。またマスクの着用や検温など感染症対策へのご協力をお願いします。

市議会定例会(6月議会)

令和3年第2回市議会定例会を開催します。

日 6月14日(月)～30日(水)(予定)

○その他 詳細は6月8日(火)10時からの議会運営委員会で決定され、市ホームページ(☞<https://www.city-yanai.jp/site/shigikai/>)にも掲載します。

問 議会事務局

☎②2111内線511

児童手当等現況届の提出をお願いします

6月上旬に児童手当等の受給者へ現況届を送付します。期間内に提出をお願いします。

現況届は毎年6月1日の状況を把握し、受給要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。提出がない場合は6月分以降の手当が受けられなくなります。

○受付期間 6月1日(火)～30日(水) / 8:30～17:15 (土(日)除く)

※郵便の場合は必着です。早目に投函してください。

場 社会福祉課、各出張所・連絡所

○その他 児童手当(2～5月分)は6月10日(水)支給予定

申問 市社会福祉課

☎②2111内線187

水道メーターの取り替え

水道メーターの取り替えに委託業者(市発行の身分証明書を携帯)が伺います。取り替えに伴い費用を請求することはありません。

※水道メーターは計量法で8年ごとに交換するよう定められて

います。

○交換対象 蓋を開けた裏側にあるシールに「H34年4月」～「H35年3月」と書かれてあるもの

問 水道課 ☎②2111内線651



6月1日(火)～7日(日)は第63回水道週間

○スローガン

生活も ウイルス予防も 蛇口から

問 水道課 ☎②2111内線640

浄化槽の設置費を補助します(要事前相談)

対 公共下水道事業計画区域・農業集落排水事業区域を除く市内全域
※対象外区域でも地理的要件等で補助できる場合があります。

○補助対象 以下の設置費用

▼申請者が、自己の居住用住宅に設置する10人槽以下のもの

▼小規模店舗などの併用住宅の場合は住宅部分の面積が2分の1以上

○補助金交付までの流れ

①設置工事着工前に補助金の交付申請をし、交付決定を受ける。

②令和3年度中に設置工事の実績報告をし、完了検査を受ける。

③完了検査後に補助金を交付。

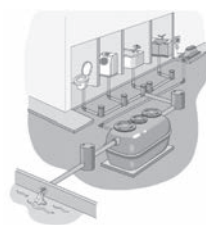
交通事故情報

	件数(件)	死者(人)	負傷者(人)
4月発生状況	6	0	7
累計	令和3年 22	0	25
	前年対比 +1	0	0

令和3年4月30日現在

○申込期限 令和4年1月末

申問 下水道課 ☎②2111内線293



自動車税種別割納付のお願い

県税(自動車税種別割)の納期限は5月31日(月)です。

今年4月1日現在で自動車を所有されている人は、4月末に送付を開始する納税通知書により、納期限までに納めていただきますようお願いいたします。

◆今年度から PayPay、LINE Pay で納付できるようになりました。

◆金融機関、コンビニエンスストアのほか、クレジットカード(手数料1台330円) および PayB でも納付できます。

問 柳井県税事務所

☎③2121



グループ・サークル紹介についてのお知らせ

現在、各公民館などで生涯学習活動を実践している自主グループのパンフレット令和3年度版を作成しました。文化、芸術、スポーツに関心のある人は、これを参考にして生活を豊かにする活動を始めてみませんか。

※生涯学習・スポーツ推進課のホームページにも掲載しています。

○配布場所 各公民館、バタフライアリーナ、図書館、生涯学習・スポーツ推進課

問 生涯学習・スポーツ推進課

☎②2111内線331

お知らせ

市民相談

講座・教室

催し

募集

公共下水道・農業集落排水使用者の皆さまへ

■使用開始・中止・変更は届出が必要です

■使用料算定上の井戸の水量は使用人数により計算します

- 使用人数 6月末日の住民票の世帯人数
- 適用期間 7月から翌年6月までの1年間
- ▼適用期間中に住民票の世帯人数に変更があった場合、上下水道料金お客様センターに届出をすると、翌月分から使用人数が変更されます。
- ▼入院等で長期間不在になる場合、使用料の減免を受けられることがあります。
- ▼排水設備に異物・固形物を流すと、下水管の詰まりなど故障の原因になります。宅内の排水設備は個人の管理となりますので、異物が混入しないよう注意し、台所と接続している汚水ますは定期的に清掃してください。

●問い合わせ

下水道課

☎② 2111 内線 292,293

●使用開始等の届出先

上下水道料金お客様センター

☎② 2111 内線 642～644

耕作放棄地の解消を支援します(要事前相談)

農地の荒廃が進むと病虫害、鳥獣被害、ゴミの無断投棄やそれによる火災、用排水施設への悪影響等が懸念されるため、耕作放棄地から農地へ復元する取り組みに対し補助します。

○補助条件

- ▼農業振興地域内の耕作放棄地(保全管理している農地は対象外)
- ▼耕作・管理を3年間以上継続など

※詳しくは問い合わせるか、市ホームページを確認してください。

○補助金額上限/10a

▼開始年

- ①草刈り・耕起 15,000円

②草刈り・耕起・作付け(景観作物を含む) 25,000円

- ▼2年目:作付け(①の農地に限る。景観作物等も可) 10,000円

申問農林水産課

☎② 2111 内線 352

経済センサス活動調査を実施します

すべての事業所、企業を対象に調査を行います。5月に調査員が各事業所を訪問します。

○調査期日 6月1日(火)

内問県統計分析課商工労働統計班

☎ 083-933-2654

市政策企画課

☎② 2111 内線 471

農作業事故を起こさないように気をつけましょう

- ▼機械に巻き込まれない服装で作業しましょう。
- ▼安全キャブフレームのあるトラクターを使用し、シートベルトの着用を徹底しましょう。
- ▼路肩の走行やほ場の出入には特に注意しましょう。
- ▼機械の点検は必ずエンジンを止めた状態で行いましょう。
- ▼共同作業時はお互いに声を掛け合い、安全を確認しましょう。

問農林水産課

☎② 2111 内線 351

農作業後は道路に泥を落とさないよう注意しましょう

- ▼トラクターなどで田や畑から公道へ出るときは、必ず泥を落としてから走行しましょう。
- ▼道路を汚してしまったときは、速やかに泥を除去しましょう。

問農林水産課

☎② 2111 内線 351

ごみの野焼きは禁止されています

煙や臭いで洗濯物が干せない、窓を開けると煙が入って気分が悪くなるなどの苦情が多く寄せられています。違反した場合は罰則もあります。

- ▼例外として農林漁業のためにやむを得ない野焼きなどは行えますが、良く乾かし、少量にとどめ、風向きなどに注意し、ご近所に一声かけましょう。

- ▼庭で剪定した枝や刈った草、家庭のごみは燃やさないようにしましょう。

問市民生活課

☎② 2111 内線 165

ゴーヤの苗を配布します

■みんなで育てよう！緑のカーテン
ゴーヤの苗と育て方の手引きを配付します。

- 配布日 5月23日(日)
- 配布時間 13:00～
- 配布場所 やまぐちフラワーランド駐車場ロータリー横
- 配布数 先着150人
- 主催 市・柳井市快適環境づくり推進協議会

問市民生活課

☎②2111内線165

○緑のカーテンとは？

窓辺につる性の植物（ニガウリ、アサガオ、フウセンカズラ、ヘチマなど）を育てネットなどに這わせることをいいます。

緑のカーテンが日光を遮ることによって、室温の上昇を防ぎ、視覚的にも人に涼しさをもたらしめます。

上手に育てることができれば、単に電気使用量削減効果を期待できるだけでなく、子どもたちの自由研究の題材にしたり、実を食したりするなどの楽しみも期待できます。



米軍岩国基地に関する苦情受付窓口

米軍岩国基地の航空機騒音などへの苦情を、次の窓口で受け付けています。

■中国四国防衛局

☎082-223-7109

FAX 082-223-8102

※夜間(17:15～翌日8:30)(土)日(祝)

☎082-223-8105

FAX 082-223-4036

■岩国防衛事務所

☎0827②16195

FAX 0827②16196

■危機管理課

☎②2111内線491

FAX ③4595

※夜間(17:15～翌日8:30)(土)日(祝)

夜間休日受付 ☎②2116

■市ホームページ

URL <https://www.city-yanai.jp/>
トップページに航空機騒音受付

国民年金の任意加入制度をご存知ですか？

老齢基礎年金(65歳から支払われる年金)を満額受け取るためには、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納める必要があります。過去に保険料の納め忘れなどがあり老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていない人や、納付期間が40年(480月)に満たない人は、任意加入し保険料を納めると受け取る年金額を増やすことができます。

○対象者：①～③のいずれかに該当する方

①日本に住む60歳以上65歳未満で、以下の条件を満たす人

▼保険料の納付月数が480月未満

▼老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない

▼厚生年金保険、共済組合等に加入中ではない

②65歳まで加入しても受給資格期間が10年に満たない人で、70歳まで加入したら受給資格を満たす人のみ、資格満了まで期間延長が可能

③国外に住む20歳以上65歳未満の日本人

○保険料(令和3年度)

1カ月16,610円(付加年金加入時は月額400円加算)

○支払い方法 ③を除き原則口座振替。

※クレジットカード払いや令和5年3月分までの現金一括払いを希望する人は相談してください。

※任意加入期間中の保険料免除制度はありません。

○手続きに必要なもの

▼年金手帳

▼マイナンバーカードまたは本人確認書類

▼預金通帳と金融機関届出印

●問い合わせ 市民生活課 ☎②2111内線168,169

専用フォーム

※市内の航空機騒音測定装置による測定数値・回数は、市ホームページ「航空機騒音測定」で閲覧できます。

URL <https://www.city-yanai.jp/site/bousai/souonsokuteiti.html>

問危機管理課

☎②2111内線491

市民相談

行政・市民相談

6月9日(水)13:30～16:00

／受付15:30まで

場市役所3階大会議室

内行政相談：行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

市民相談：行政書士会岩国支部

柳井地区会員による官公署手続、書類作成等の相談

問市民生活課 ☎②2111内線161

岩国年金事務所による年金相談(要電話予約)

日①6月10日(木)／②6月24日(木)

①・②とも10:00～12:00,
13:00～16:00

場①市役所4階401会議室

②市役所3階大会議室

申問7月8日(木),21日(水)の年金相談の予約は6月1日(火)から受け付けます(先着順)。

定員になり次第締め切るため、早めに申し込んでください。予約の際には基礎年金番号を確認します。

岩国年金事務所お客様相談室

☎0827②2222

平郡航路フェリー「へぐり」

ドック入りによる 臨時ダイヤ

▼代船運航の間は車両での乗船はできません。

▼代船/旅客船「金比羅丸」：旅客定員61人

●問い合わせ 平郡航路(有) ☎②7944

■5月17日(月)/1便往路は「へぐり」、1便復路から代船で運航

	往路			復路		
	平郡東	平郡西	柳井港	柳井港	平郡西	平郡東
1便	6:00	6:40	7:40	8:30	9:15	9:40
2便	14:30	14:55	15:40	16:30	17:15	17:40

■5月18日(火)~24日(月)/代船で運航

	平郡東	平郡西	柳井港	柳井港	平郡西	平郡東
1便	6:30	6:55	7:40	8:30	9:15	9:40
2便	14:30	14:55	15:40	16:30	17:15	17:40

行政相談

日 6月9日(水) 13:30~16:00

／受付 15:30 まで

場 ふれあいタウン大島

内 行政相談委員による行政への苦情や要望の相談

問 大島出張所 ☎④2211

弁護士による無料法律相談
(要予約・市民対象)

日 6月9日(水) 9:30~12:00

場 市役所3階大会議室

定 8人(定員になり次第締切)

申 6月1日(火) 8:30 から電話で受け付けます(先着順)。

市民生活課 ☎②2111 内線 161

弁護士による福祉無料法律相談
／高齢者・障がい者優先
(要予約・市民対象)

日 6月16日(水) 9:00~11:30

場 市総合福祉センター3階研修室

内 遺産分割、債務不存在確認、成

年後見申立などの初期相談

定 5人(先着順)

○相談時間 30分以内

申 市社会福祉協議会 ☎②3800

心身障害児療育相談会
(無料・要申込)

日 6月10日(木) 12:30~17:00

場 県柳井健康福祉センター

○相談科目 小児科、言語、心理診断、保健衛生

対 心身に障がいがある、または障がい疑われる乳幼児の保護者

○申込期限 5月20日(木)

申 市保健センター ☎③1190

人権擁護委員制度をご存知ですか

6月1日(火)は人権擁護委員法が施行された「人権擁護委員の日」です。法務大臣から委嘱された市内の人権擁護委員は7人おり、人権についての相談をお受けしていま

す。相談は無料で、秘密は厳守されます。一人で悩まず、気軽に相談してください。

■市内の人権擁護委員氏名

ときみつ ひろこ もりふじ さちえ
時光 裕子さん、森藤 幸枝さん、
くぼた えみこ まえだ あきのり
久保田 恵美子さん、前田 明教さん、
かわばた しょうきょう ちやうの やすお
川端 勝教さん、丁野 泰郎さん、
やまなか しょうじゆ
山中 松樹さん

■特設人権相談所(無料・予約不要)

日 6月3日(木) 9:30~12:00

場 市役所102会議室

○相談担当者 市内人権擁護委員

○相談内容 差別・暴行・虐待・セクハラ・パワハラ・いじめ・体罰を受けたなど人権問題全般について

■電話での常設相談所(無料)

日 (土)・(日)・(祝)・年末年始を除く毎日
／8:30~17:15

○相談電話

山口地方務局岩国支局

☎0827④1125

問 人権啓発室 ☎②2111 内線 181

身体障害者定期・巡回相談
(無料・要申込)

日 7月2日(金) 13:30~15:30

場 周東総合病院1階救急外来

対 県内在住の補装具費支給申請者、申請予定者など

▼補装具費支給の適否、処方判定および適合判定

▼身体障がいに関する医学的相談

▼補装具、補装具の装着、リハビリ等に関する相談など

○申込期限 6月21日(月)

申 市社会福祉課

☎②2111 内線 192

講座・教室

要約筆記者養成講座 (無料・要申込)

- 日 6月12日(土)～12月18日(土)の毎週(土)
※ 8/14,11/6,12/4 を除く。
／ 10:00～17:00 (全25回)
- 場 山口県聴覚障害者情報センター(山口市鑄銭司)ほか
- 内 手話が分からない聴覚障害者などに対して、手書き・パソコンで話の内容をその場で要約し、文字にして伝える要約筆記者を養成する講座
- 対 県内在住者で要約筆記による聴覚障害者等のコミュニケーション技術の習得に熱意のある人
- 定 20人程度
- 料 3,670円(テキスト代)
- 持 パソコンコースはノートパソコン(Windows8以上)、LANケーブル
- 申込期限 5月31日(月)必着
- 申問 山口県聴覚障害者情報センター
☎ 083-985-0611
FAX 083-985-0613

高齢者向け水中運動教室 (無料・要申込)

- 日 6月3日(木)～24日(木)の毎週(木)
／ 10:30～11:30 (全4回)
- ▼受付後 10:30 にプールへ移動します。
- 場 アクアヒルやない
- 内 水中ウォーキング、アクアビクス
- 対 65歳以上の市民
- 定 15人
- 持 水着、水泳帽子、バスタオルなど
- その他 終了後のプール利用には利用料(730円)または回数券が必要です。

5月のくらしの護身術 ～消費生活センターからのお知らせ～



災害見舞金が出るって本当?火災保険のトラブル注意報

最近、「災害見舞金が出るので申請しないか?」という電話がかかってきたという相談が急増しています。

これは保険金詐欺に加担する可能性があり、とても危険なものです。災害で壊れていない箇所なのに火災保険を使って住宅修理の申請を行い、保険金を受け取ったことが保険会社に分かると、今後どこの火災保険会社にも加入できなくなります。

また、勧誘してきた業者と保険の申請を代行する契約を行うと、出た保険金のうち半分程度、成功報酬を取られることがあります。もし契約してしまった場合は、保険金を受け取る前にご自分の加入している保険会社に相談してください。

●消費者相談窓口

柳井地区広域消費生活センター
(商工観光課内)
☎②2125



▲LINE相談



▲メール相談

○申込期限 5月25日(火)

申問 高齢者支援課
☎②2111内線 156

クラウドファンディング講座 初級編(無料・要申込)

～共感と支援の仕組みづくりを学ぼう～

- 内 新たな資金調達の手法として注目を浴びている「クラウドファンディング」を学ぶ
- 日 6月19日(土) 10:00～11:30
- 講師 溝田修司さん
(M&Sコンサルティング代表)
- 対 やない市民活動センター登録団体・個人、市民活動に興味のある人
- 場 市文化福祉会館2階視聴覚室
- 定 20人程度(先着順)
- 応募期限 6月11日(金)
- 申問 やない市民活動センター
☎⑤3535

元気アップ教室(無料・要申込)

簡単な体操と運動器具による負荷の軽いトレーニングを組み合わせ、年齢に応じた筋力アップと生活動作の維持・改善を図ります。

- 日 6月2日(水)～8月25日(水)の毎週(水)／13:30～15:00(全12回)
- 場 アクアヒルやない
- 対 65歳以上の市民で、全12回のメニューをなるべく欠席せずに参加でき、医師に運動の制限を受けていない人
- 定 10人
- 持 室内シューズ、タオル、飲料水、運動のできる服装
- 申込期限 5月24日(月)
- 申問 高齢者支援課
☎②2111内線 156

お知らせ

市民相談

講座・教室

催し

募集

しらかべ学遊館放課後 子ども教室(要申込)

■チャレンジし隊

「チョークアートに挑戦！」

日 6月19日(土) 13:30～15:30

場 市理科研修所(柳井小内)

内 チョークアートでオリジナル作品を作る

対 小学生 10人(先着順)

料 530円(材料費・保険代)

持 作品持ち帰り用袋、お茶

○申込期限 6月7日(月)

申 問 しらかべ学遊館 ☎②4518

山口県立大学・柳井市サテライトカレッジ(無料・要申込)

■国木田独歩とやまぐち

日 7月3日(土) 10:00～11:30

○講師 加藤禎行さん

(郷土文学資料センター研究員)

場 市文化福祉会館2階大会議室

定 30人(先着順)

○その他 講座開始前に受講通知を郵送します。

○申込期限 6月25日(金)(必着)

申 問 住所・氏名・電話番号を添えて申し込んでください。

生涯学習・スポーツ推進課

〒742-8714(住所記載不要)

☎②2111内線331

FAX③7371

催し

柳井竹細工教室作品展

日 5月28日(金) 10:00～14:00

場 星の見える丘工房

○その他 見学者に花かご(一輪挿し)、竹とんぼ、風車、笛いずれかをプレゼント(先着30名)

問 柳井竹細工教室

☎090-9069-5707(林田)

柳井図書館 おはなしの会 (無料・申込不要)

日 5月22日(土) 13:30～14:30

場 柳井図書館2階視聴覚室

内 絵本の読み聞かせ「カンガルーの子どもにもかあさんいるの?」「でこちゃん」ほか

対 小学生以下

○出演 図書館でボランティア活動をする会

○その他 参加人数の状況により入室を制限する場合があります。

問 柳井図書館 ☎②0628

やない西蔵ギャラリー 展示情報(入館無料)

開館 9:00～17:00/毎週(火)休館

※(火)が祝日の場合は翌日が休館

■第6回柳井サークル和紙ちぎり 絵展覧会

日 5月20日(土)～23日(日)

■やない写心クラブ写真展

日 6月9日(水)～21日(月)

問 やない西蔵 ☎③2490

柳井川の橋めぐりウォーキング (要申込)

日 6月19日(土) 9:15～15:00

※雨天中止

場 柳井駅集合・解散

○行程 柳井駅→果子乃季総本店→落合橋→国清橋→女学校橋→宝来橋→柳井川橋梁→新柳井大橋→柳井駅(約7km)

定 20人(先着順)

※最少催行人数10人

料 1,200円(弁当代・保険料込)

／別途バス代230円が必要

○申込期限 6月12日(土)

申 問 柳井市観光協会

☎③3655

募集

県営住宅の空家入居者

○住宅名 大屋、宮野、旭ヶ丘、新庄北の各県営住宅

○受付期間

5月20日(木)～31日(月)

(この期間の郵便局の消印があるものが有効)

申 問 詳しくは問い合わせてください。

〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1

(一財)山口県施設管理財団県営住宅管理事務所岩国支所

☎0827⑩1030



甲種防火管理新規講習

日 6月29日(火) 9:00～16:00

6月30日(水) 9:00～15:30

※2日間の受講が必要です。

場 市文化福祉会館2階大会議室

料 3,800円(テキスト代)

○受講手続き 柳井地区広域消防本部予防課または最寄りの消防署、出張所で受講申込書を受け取り、必要事項を記入のうえ申し込んでください。

※受講申込書は柳井地区広域消防組合のホームページからもダウンロードできます。

○受付期間

6月1日(火)～15日(火)まで

問 柳井地区広域消防本部予防課

☎③7774(指導係)

☎ http://www.yanai119.jp/



■柳井市まち・ひと・しごと創生
総合戦略策定委員会委員
■柳井市総合計画進捗評価委
員会委員

市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の方向性や具体案を審議、検討するための「柳井市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会」と第2次柳井市総合計画の進捗管理と評価を行うための「柳井市総合計画進捗評価委員会」を設置しています（委員15人で構成）。委員は両委員会の委員を兼任することとしており、このたび委員の一部を公募します。

- 応募資格** 次の要件を全て満たす市民。ただし、国・地方公共団体の議員・公務員を除く。
- ▼令和3年4月1日現在、20歳以上の人
- ▼人口減少克服・地方創生に関心がある人
- ▼平日の日中に開催する委員会（年2回程度開催予定）に出席することができる市民。
- 募集人員** 2名（うち1名は女性優先とします。）※応募者多数の場合は書類選考。
- 任期** 7月1日～令和5年6月30日
- 報酬** 日額4,800円
- 応募方法** 「応募の動機、まちづくりのために必要なこと」について800字程度（様式自由）にまとめ、住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し提出してください。窓口、郵送、FAX、メールで受け付けます。
- 応募期限** 5月31日（月）
※当日消印有効
- その他** 提出された応募用紙等は委員の選考以外には使用しま

せん。選考の結果、委員となった人の氏名は公表します。

●**応募・問い合わせ**

政策企画課 ☎②2111内線471
FAX③4595
〒742-8714（住所記載不要）
✉seisakukikaku@city-yanai.jp

やない市民活動センター評
価委員会の委員

やない市民活動センターの効果的かつ効率的な管理運営等を推進する評価委員会の委員を募集します。

○**応募資格** 次の要件を全て満たす市民

- ▼令和3年4月1日現在、20歳以上の人
- ▼市政や市民活動に関心がある人
- ▼平日の日中に開催予定の委員会（年3回予定）に出席できる人
- ▼国・地方公共団体の議員・公務員でない人

○**募集人員** 2人（書類選考）

○**任期**

7月30日～令和5年7月29日

○**出務日当** 日額4,800円

○**応募方法** 応募の動機、市民活動の推進のために必要なことについて800字程度（様式自由）にまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を明記したものを提出してください。窓口・郵送・FAX・Eメールにより受け付けます。

○**応募期限** 6月15日（火）
※当日消印有効

●**応募・問い合わせ**

地域づくり推進課
☎②2111内線461
FAX③4595
〒742-8714（住所記載不要）
✉chiikizukuri@city-yanai.jp

柳井市洪水ハザード
マップの修正について

柳井市洪水ハザードマップ「いざというときの連絡先」のうち、「NTT西日本山口支店」の電話番号は3桁番号やフリーダイヤルをご利用ください。

正 ☎113 ※固定電話のみ
0120-444-113

誤 ☎083-923-4281

●**問い合わせ**

土木課 ☎②2111内線223
危機管理課 ☎②2111内線491

試 験

刑務官採用試験

○**第1次試験日** 9月19日（日）

○**受験資格**

■**刑務および刑務（武道）A・B**
平成4年4月2日～
平成16年4月1日生まれの人

■**刑務（社会人）A・B**
昭和56年4月2日～
平成4年4月1日生まれの人

○**受付期間（インターネットのみ）**
7月20日（火）～29日（木）

問 岩国刑務所 ☎0827 ④0136



お知らせ

市民相談

講座・教室

催し

募集

試験